

仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱

(平成19年5月31日市長決裁)

(設置)

第1条 放課後子ども総合プランの適切かつ円滑な実施と、本市の実情に応じた効果的な児童クラブ及び放課後子ども教室の実施について検討するため、仙台市放課後子ども総合プラン運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、「放課後子ども総合プラン」とは、「「新・放課後子ども総合プラン」について」（平成30年9月14日付け30文科生第396号、子発0914第1号文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知）における総合的な放課後対策の総称をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策
- (2) 小学校の余裕教室等の活用方策と公表
- (3) 活動プログラムの企画・充実
- (4) 安全管理方策
- (5) ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策
- (6) 広報活動方策
- (7) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価
- (8) その他放課後子ども総合プランの実施について必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、学識経験者、こども若者局こども若者支援部長、教育局生涯学習部長及び放課後子ども総合プランの実施に関係する団体の構成員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、こども若者局こども若者支援部児童クラブ事業推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年5月31日から実施する。
(仙台市児童館ネットワーク懇話会設置要綱の廃止)
- 2 仙台市児童館ネットワーク懇話会設置要綱(平成9年9月12日市長決裁)は、廃止する。

附 則(平成22年3月31日改正)

この改正は、平成22年4月1日より実施する。

附 則(平成27年3月25日改正)

- 1 この要綱は、平成27年3月30日から実施する。
(仙台市放課後子どもプラン推進委員会の廃止)
- 2 仙台市放課後子どもプラン推進委員会は、廃止する。

附 則(平成27年4月1日改正)

この改正は、平成27年4月1日から実施する。

附 則(平成31年1月24日改正)

この改正は、平成31年4月1日より実施する。

附 則(令和2年4月1日改正)

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則(令和5年3月29日改正)

この改正は、令和5年4月1日から実施する。